

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	通路 00-03 R 0
提出年月日	令和 5 年 1 月 5 日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（通路）

（廃棄物管理施設）

1. 概要

- 本資料は、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則「第23条 通信連絡設備等 第3項」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、申請書の対象、申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

別紙

通路00-03 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(管理)】

資料No.	別紙			備考
	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	1/5	0	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	1/5	0	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	1/5	0	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	1/5	0	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	1/5	0	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	1/5	0	

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条（通信連絡設備等）第3項（1 / 4）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(通信連絡設備等) 第二十三条</p>	<p>第1章 共通項目 8. その他 8.2 安全避難通路等</p>	<p>四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 ロ. 廃棄物管理施設の一般構造 (1) 通信連絡設備等 通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。【□】また、安全避難通路及び避難用の照明設備を設ける。【◇】 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた所内通信連絡設備を設ける設計とする。【□】 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声により行うことができる所外通信連絡設備を設ける設計とする。【□】 所外通信連絡設備については、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。【□】 廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備として予備電源から供給されること、又は電源を内蔵した避難用の照明【②-1】及び単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設ける設計とする。①-1</p>	<p>(通信連絡設備等) 第十九条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。 2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。 3 廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない。 ＜適合のための設計方針＞ 第1項について 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた所内通信連絡設備を設ける設計とする。【◇】 第2項について 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。【◇】 所外通信連絡設備は、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。【◇】 第3項について 廃棄物管理施設には、廃棄物管理施設内の人の退避のための設備として単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設ける設計とする。【◇】 廃棄物管理施設には、避難用の照明設備として誘導灯及び非常灯を設ける設計とし、誘導灯及び非常灯は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように電源として蓄電池を内蔵した設計とする。【◇】</p>	<p>6.3 安全避難通路等</p>	<p>備考</p>

【許可からの変更点】
対象設備の明確化。(以下同じ)

【許可からの変更点】
記載の適正化。

3 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備が設けられていない。①、②

廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備として予備電源の予備電源用ディーゼル発電機から給電又は電源を内蔵した避難用照明【②-1】及び単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設置する設計とする。①-1

【許可からの変更点】
記載の適正化。(以下同じ)

発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、非常用ディーゼル発電機、蓄電池又は灯具に内蔵した蓄電池により電力を供給できる非常灯（一部「東海、東海第二発電所共用」）及び誘導灯（一部「東海、東海第二発電所共用」）を設置し、安全に避難できる設計とする。

(発電炉の記載)
＜不一致の理由＞
廃棄物管理施設と発電炉の設備構成の相違。

【凡例】

下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)
 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分
 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項
 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所
 □：発電炉との差異の理由 ◇：許可からの変更点等

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条（通信連絡設備等）第3項（2 / 4）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>第2章 個別項目</p> <p>5. その他廃棄物管理設備の附属施設</p> <p>5.4 その他設備</p> <p>5.4.2 電気設備</p> <p>5.4.2.2 照明設備</p> <p>照明設備は、外部電源喪失時に避難用照明として予備電源の予備電源用ディーゼル発電機から給電又は電源を内蔵した誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。また、誘導灯は単純、明確かつ永続的な標識が付いた構造とする。②-2</p>	<p>ト. その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(ii) 電気設備</p> <p>廃棄物管理施設の電力は、再処理施設の電気設備の一部を共用して受電する設計とし、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。②</p> <p>廃棄物管理施設の操作及び保安に必要な電気設備として受電開閉設備、ユーティリティ建屋の1号受電変圧器及び2号受電変圧器並びに所内高圧系統のうち6.9kV常用主母線を設け、外部電源喪失時に備えて監視設備その他必要な設備に使用するために十分な容量及び信頼性のある予備電源として、予備電源用ディーゼル発電機、直流電源設備、無停電電源装置及び運転予備用ディーゼル発電機を設ける設計とする。②</p> <p>保守等により予備電源用ディーゼル発電機及び運転予備用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合は、監視設備その他必要な設備に給電可能とするための措置を講ずることを手順に定める。②</p> <p>廃棄物管理施設の安全避難通路には、外部電源喪失時に予備電源から給電されるか、又は電源を内蔵した誘導灯及び非常灯を設ける設計とする。</p> <p>また、誘導灯は単純、明確かつ永続的な標識が付いた構造とする。②-2</p>		<p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、非常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。</p> <p>非常用照明は非常用低圧母線、直流非常灯は蓄電池（非常用）に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とするとともに、蓄電池内蔵型照明は常用低圧母線又は非常用低圧母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。</p> <p>直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間、点灯可能な設計とする。</p>	<p>（発電炉の記載） <不一致の理由> 廃棄物管理施設は、作業用照明の技術基準規則の要求がないため、作業用照明を設けていない。</p>

【許可からの変更点】
記載の適正化。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条（通信連絡設備等）第3項（3 / 4）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>7.5.3 電気設備</p> <p>7.5.3.1 概要 <中略></p> <p>7.5.3.2 設計方針 <中略></p> <p>(4) 廃棄物管理施設の安全避難通路には、外部電源喪失時に予備電源から電力を供給するか、又は蓄電池を内蔵した誘導灯及び非常灯を設ける設計とする。◇</p> <p>また、誘導灯は単純、明確かつ永続的な標識が付いた構造とする。◇</p> <p><中略></p> <p>7.5.3.3 主要設備の仕様 <中略></p> <p>7.5.3.4 主要設備 <中略></p> <p>(3) 廃棄物管理施設の安全避難通路には、誘導灯及び非常灯を設ける。◇</p> <p>a. 誘導灯 消防法で規定される避難口及び避難通路には、避難用の照明として、単純、明確かつ永続的な標識を備えた誘導灯を設ける設計とする。誘導灯は、460V運転予備用母線から変圧器を通して105Vで受電し、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。◇</p> <p>b. 非常灯 建築基準法で規定される居室、居室から地上へ至る通路、階段及び踊り場には、避難用の照明として、非常灯を設ける設計とする。非常灯は、460V運転予備用母線から変圧器を通して105Vで受電し、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。◇</p> <p>7.5.3.5 評価 <中略></p> <p>(4) 廃棄物管理施設の安全避難通路には、外部電源喪失時に予備電源から電力を供給するか、又は蓄電池を内蔵した誘導灯及び非常灯を設ける設</p>	<p>設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置することにより作業が可能となる設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条（通信連絡設備等）第3項（4 / 4）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>計としている。◇</p> <p>また、誘導灯は単純、明確かつ永続的な標識が付いた構造としている。◇</p> <p><中略></p>		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第二十三条（通信連絡設備等）第 3 項					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
①	安全避難通路に関する設計	技術基準規則からの要求	3 項	—	a
②	避難用照明の設計	技術基準規則からの要求	3 項	—	a
2. 事業変更許可申請書の本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
①	他項で展開する事項（第 23 条第 1 項及び第 2 項）	第 23 条 第 1 項及び第 2 項「通信連絡設備等」にて，説明する内容のため記載しない。	—		
②	他条文で展開する事項（第 22 条）	第 22 条「予備電源」にて，説明する内容のため記載しない。	—		
③	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）と内容が重複するため，記載しない。	—		
3. 事業変更許可申請書の添五のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
④	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）と内容が重複するため，記載しない。	—		
④	通信連絡設備に関する事項	第 23 条 第 1 項及び第 2 項「通信連絡設備等」にて，説明する内容のため記載しない。	—		
④	添付書類記載事項	設工認申請書 添付書類に記載する事項のため，記載しない。	a		
4. 添付書類等					
No.	書類名				
a	Ⅲ-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書				

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	仕様表	添付書類 構成	添付書類 説明内容
1	<p>第1章 共通項目</p> <p>8. その他</p> <p>8.2 安全避難通路等</p> <p>廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備として予備電源の予備電源用ディーゼル発電機から給電又は電源を内蔵した避難用照明及び単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設置する設計とする。</p>	設置要求 機能要求①	施設共通 基本設計方針 誘導灯 非常灯	設計方針(安全避難通路) 設計方針(照明設備)	—	<p>III-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 基本方針</p> <p>3. 施設の詳細設計方針</p> <p>3.1安全避難通路</p> <p>3.2避難用照明</p> <p>4. 安全避難通路等を明示した図面</p>	<p>【安全避難通路の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内の人の退避のための設備として単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設置する設計とする。 <p>【避難用照明の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難用照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は、予備電源用ディーゼル発電機から給電又は電源を内蔵した設計とする。 ・安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。 <p>【安全避難通路等を明示した図面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付図面にて、安全避難通路を明示した図面を示す。 ・添付図面にて、照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。
2	<p>第2章 個別項目</p> <p>5. その他廃棄物管理設備の附属施設</p> <p>5.4 その他設備</p> <p>5.4.2 電気設備</p> <p>5.4.2.2 照明設備</p> <p>照明設備は、外部電源喪失時に避難用照明として予備電源の予備電源用ディーゼル発電機から給電又は電源を内蔵した誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。また、誘導灯は単純、明確かつ永続的な標識が付いた構造とする。</p>	設置要求 機能要求①	誘導灯 非常灯	設計方針(照明設備)	—	<p>III-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 基本方針</p> <p>3. 施設の詳細設計方針</p> <p>3.2避難用照明</p> <p>4. 安全避難通路等を明示した図面</p>	<p>【避難用照明の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難用照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は、予備電源用ディーゼル発電機から給電又は電源を内蔵した設計とする。 ・安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。 <p>【安全避難通路等を明示した図面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付図面にて、照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
1	第1章 共通項目 8. その他 8.2 安全避難通路等 廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備として予備電源の予備電源用ディーゼル発電機から給電又は電源を内蔵した避難用照明及び単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	施設共通 基本設計方針	設計方針(安全避難通路)	Ⅲ-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書	1. 概要 2. 基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.1 安全避難通路 4. 安全避難通路等を明示した図面	【1.概要】，【2.基本方針】，【3.施設の詳細設計方針 3.1安全避難通路】 ・事業所内の人の退避のための設備として単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設置する設計とする。 【4.安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて、安全避難通路を明示した図面を示す。	<安全避難通路の対象範囲> ⇒安全避難通路の対象範囲についてフロー図で補足する。 ・【補足通路2】 避難経路を明示した図面エリアの選定について <避難通路の設定> ⇒出口まで誘導されていることを示すため、安全避難通路の避難経路を補足する。 ・【補足通路1】 安全避難通路について
			誘導灯 非常灯	設計方針(照明設備)	Ⅲ-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書	1. 概要 2. 基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.2 避難用照明 4. 安全避難通路等を明示した図面	【1.概要】，【2.基本方針】，【3.施設の詳細設計方針 3.2避難用照明】 ・避難用照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は、予備電源用ディーゼル発電機から給電又は電源を内蔵した設計とする。 ・安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。 【4.安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて、照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。	<避難用照明の仕様> ⇒避難用照明の照度・輝度とその根拠について、補足する。 ・【補足通路3】 照明の照度・輝度とその根拠について <安全避難通路等を明示した図面> ※補足すべき事項の対象なし
2	第2章 個別項目 5. その他廃棄物管理設備の附属施設 5.4 その他設備 5.4.2 電気設備 5.4.2.2 照明設備 照明設備は、外部電源喪失時に避難用照明として予備電源の予備電源用ディーゼル発電機から給電又は電源を内蔵した誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。また、誘導灯は単純、明確かつ永続的な標識が付いた構造とする。	設置要求 機能要求①	誘導灯 非常灯	設計方針(照明設備)	Ⅲ-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書	1. 概要 2. 基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.2 避難用照明 4. 安全避難通路等を明示した図面	【1.概要】，【2.基本方針】，【3.施設の詳細設計方針 3.2避難用照明】 ・避難用照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は、予備電源用ディーゼル発電機から給電又は電源を内蔵した設計とする。 ・安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。 【4.安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて、照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。	<避難用照明の仕様> ⇒避難用照明の照度・輝度とその根拠について、補足する。 ・【補足通路3】 照明の照度・輝度とその根拠について <安全避難通路等を明示した図面> ※補足すべき事項の対象なし

廃棄物目次								廃棄物添付書類構成案	記載概要	補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			
Ⅲ-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書										
1.								概要	<p>【安全避難通路の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内の人の退避のための設備として単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設置する設計とする。 <p>【避難用照明の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難用照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は、予備電源用ディーゼル発電機から給電又は電源を内蔵した設計とする。 ・安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。 <p>【安全避難通路等を明示した図面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付図面にて、安全避難通路を明示した図面を示す。 ・添付図面にて、照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。 	<p>2. 安全避難通路について</p> <p>3. 避難経路を明示した図面エリアの選定について</p> <p>4. 照明の照度・輝度とその根拠について</p>
2.								基本方針		
3.								施設の詳細設計方針		
	3.1							安全避難通路		
	3.2							避難用照明		
4.								安全避難通路等を明示した図面		

別紙4

添付書類の発電炉との比較

発電炉－廃棄物管理施設 記載比較
 【Ⅲ-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書】(1/16)

発電炉	発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p>V-1-1-11 安全避難通路に関する説明書</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 基本方針</p> <p>3. 施設の詳細設計方針</p> <p>【凡例】</p> <p><u>下線</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの違いによらない記載内容の差異 ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異 <p><u>二重下線</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント固有の事項による記載内容の差異 	<p>V-1-1-12 非常用照明に関する説明書</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 基本方針</p> <p>2.1 避難用照明</p> <p>2.2 設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明</p> <p>2.3 重大事故等発生時の照明</p> <p>3. 施設の詳細設計方針</p> <p>3.1 避難用照明</p> <p>3.2 設計基準事故が発生した場合に用いる照明</p> <p>3.2.1 作業用照明</p> <p>3.2.2 可搬型照明</p> <p>3.3 重大事故等発生時の照明</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 基本方針</p> <p>3. 施設の詳細設計方針</p> <p>3.1 安全避難通路</p> <p>3.2 避難用照明</p> <p>4. 安全避難通路等を明示した図面</p>	

発電炉－廃棄物管理施設 記載比較
 【IV-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書】(2/16)

発電炉	発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p>1. 概要 本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第13条第1項第1号に基づき、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路を設置することについて説明するものである。</p>	<p>1. 概要 本資料は、以下について説明するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第13条第1項第2号に基づき照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 ・<u>技術基準規則第13条第1項第3号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(以下「解釈」という。)に基づき発電用原子炉施設内で設計基準事故が発生した場合に用いる照明(避難用の照明を除く。)及びその専用の電源</u> ・<u>技術基準規則第54条第1項第2号及び第3項第6号に基づき、想定される重大事故等が発生した場合に確実に操作するため及び可搬型重大事故等対処設備を運搬するため並びに被害状況を把握するための照明</u> ・<u>技術基準規則第74条及びその解釈に基づき重大事故等が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な設備としての照明及びその照明</u> 	<p>1. 概要 本資料は、以下について説明するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第二十三条第3項に基づき、廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない 	<p>技術基準規則の要求が無いため、記載しない。</p> <p>技術基準規則の要求が無いため、記載しない。</p>

発電炉－廃棄物管理施設 記載比較
 【IV-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書】(3/16)

発電炉	発電炉	廃棄物管理施設	備考																
<p>2. 基本方針 災害時に、原子炉施設内従事者等が使用する部屋及び区画から屋外への安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう、必要に応じて標識並びに非常灯（一部「東海，東海第二発電所共用」（以下同じ。））及び誘導灯（一部「東海，東海第二発電所共用」（以下同じ。））を配置した安全避難通路を設置する。</p>	<p>への代替交流電源設備からの給電</p> <p>2. 基本方針</p> <p><u>表 1 に示す各照明設備の基本方針について以下に記載する。</u></p> <table border="1" data-bbox="734 858 1115 1008"> <caption>表 1 照明の種類</caption> <tr> <td>避難用照明</td> <td>非常灯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>誘導灯</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明</td> <td>非常用照明</td> </tr> <tr> <td></td> <td>直流非常灯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蓄電池内蔵型照明</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型照明*</td> </tr> <tr> <td>重大事故等発生時の照明</td> <td>可搬型照明 (S A)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型照明</td> </tr> </table> <p><u>注記 *：自主対策設備</u></p> <p>2.1 避難用照明 <u>安全避難通路には、位置を明確かつ恒久的に表示し、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわないよう、避難用の照明として非常灯（一部「東海，東海第二発電所共用」（以下同じ。））を設けるとともに、避難口及び避難の方向を</u></p>	避難用照明	非常灯		誘導灯	設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明	非常用照明		直流非常灯		蓄電池内蔵型照明		可搬型照明*	重大事故等発生時の照明	可搬型照明 (S A)		可搬型照明	<p>2. 基本方針 廃棄物管理施設には、災害時に人が立ち入る区域から屋外へ安全に避難できるよう、安全避難通路及び避難用照明を設置する設計とする。安全避難通路には、事業所内の人の退避のための設備として単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設置する設計とする。また、避難用照明として、予備電源の予備電源用ディーゼル発電機から給電又は電源を内蔵した避難用照明を設置する設計とする。</p>	<p>本記載は 3. 施設の 詳細設計方針で記載する。</p> <p>本記載は 2. 基本方針で記載する。</p>
避難用照明	非常灯																		
	誘導灯																		
設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明	非常用照明																		
	直流非常灯																		
	蓄電池内蔵型照明																		
	可搬型照明*																		
重大事故等発生時の照明	可搬型照明 (S A)																		
	可搬型照明																		

発電炉－廃棄物管理施設 記載比較
 【IV-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書】(4/16)

発電炉	発電炉	廃棄物管理施設	備考
	<p><u>明示するため誘導灯(一部「東海,東海第二発電所共用」(以下同じ。))を設ける設計とする。非常灯は,非常用ディーゼル発電機,蓄電池又は内蔵電池から給電可能な設計とし,誘導灯は内蔵電池から給電可能な設計とする。</u></p> <p><u>2.2 設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明</u> <u>発電用原子炉施設内で設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として,避難用の照明とは別に,非常用照明,直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置する。</u> <u>非常用照明は,発電用原子炉の停止,停止後の冷却及び監視等の操作が必要となる中央制御室及び中央制御室で操作が困難な場合に必要の操作を行う現場機器室及びアクセスルートに設置する。また,外部電源喪失時にも必要な照明を確保できるように,非常用低圧母線に接続し,非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とする。</u> <u>直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は,全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室,現場機器室及びアクセスルートに設置する。直流非常灯は,蓄電池に接続し,非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とするほか,全交流動力</u></p>		<p>技術基準規則の要求が無いため,記載しない。</p>

発電炉－廃棄物管理施設 記載比較
 【IV-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書】(5/16)

発電炉	発電炉	廃棄物管理施設	備考
	<p><u>電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時においても重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までの間、点灯できるように内蔵蓄電池を備える設計とする。</u></p> <p><u>作業用照明は、設計基準事故が発生した場合に必要な操作及び作業場所への移動が行えるように、避難用照明である非常灯と同等以上の照度（1ルクス以上（蛍光灯使用時は2ルクス以上））を有する設計とする。</u></p> <p><u>設計基準事故に対応するための操作が必要な場所は、作業用照明を設置することにより作業が可能であるが、念のため、初動操作に対応するため運転員が常時滞在している中央制御室及び管理区域内における現場運転員集合場所である廃棄物処理操作室に内蔵電池にて点灯可能な可搬型照明（LEDライト、ランタン及びヘッドライト）を自主対策設備として配備する。自主対策設備である可搬型照明は、重大事故等発生時の照明である可搬型照明を使用する。</u></p> <p><u>2.3 重大事故等発生時の照明</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合においても、中央制御室及び中央制御室待避室に運転員がとどまるために必要な照明設</u></p>		<p>技術基準規則の要求に無いため、記載しない。</p>

発電炉－廃棄物管理施設 記載比較
 【IV-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書】(6/16)

発電炉	発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p>3. 施設の詳細設計方針</p> <p>発電用原子炉施設には、「建築基準法」(制定昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)及び「建築基準法施行令」(制定昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号)に準拠し、安全避難通路を構成する避難階段及び地上へ通じる通路を設ける設計とする。</p> <p>安全避難通路には、建築基準法及び建築基準法施行令に準拠した、非常用の照明装置である非常灯並びに「消防法」(制定昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)及び「消防法施行令」(制定昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)に準拠した、誘導灯を設置する。</p> <p>非常灯は、中央制御室等の原子炉施設内従事者等が常時滞在する居室、居室か</p>	<p><u>備並びに身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設けるために必要な照明設備として、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な可搬型照明(SA)を配備する。</u></p> <p><u>また、重大事故等が発生した場合に、確実に操作を実施するため及び可搬型重大事故等対処設備を運搬するため並びに他の設備の被害状況を把握するために必要な照明設備として可搬型照明を配備する。</u></p> <p>3. 施設の詳細設計方針</p>	<p>3. 施設の詳細設計方針</p> <p>3.1 安全避難通路</p> <p>廃棄物管理施設には、「建築基準法」(制定昭和 25 年 5 月 24 日法律第二百一十号)及び「建築基準法施行令」(制定昭和 25 年 11 月 16 日政令第三百三十八号)に準拠し、安全避難通路を構成する避難階段及び地上へ通じる通路を設置する設計とする。</p> <p>安全避難通路には、建築基準法及び建築基準法施行令に準拠した、非常用の照明装置である非常灯並びに「消防法」(制定昭和 23 年 7 月 24 日法律第百八十六号)及び「消防法施行令」(制定昭和 36 年 3 月 25 日政令第三十七号)に準拠した、誘導灯を設置する設計とする。</p> <p>非常灯は、制御室等の廃棄物管理施設内の人が常時滞在する居室、居室から地上へ通じる廊下及び階段その他の通路</p>	

発電炉－廃棄物管理施設 記載比較
 【IV-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書】(7/16)

発電炉	発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p>ら地上へ通じる廊下及び階段その他の通路に設置する設計とし、誘導灯は、避難口である旨及び避難の方向を明示する設計とする。</p> <p><u>非常灯及び誘導灯の取付箇所を添付書類「V-1-1-12 非常用照明に関する説明書」表2に示し、安全避難通路の設置状況を添付図面「第1-7-1 図から第1-7-36 図 安全避難通路を明示した図面」に記載する。</u></p> <p><u>なお、非常灯及び誘導灯に関する事項のうち、技術基準規則第13条第1項第2号の要求である照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計として、電源、照度等に関する事項について、添付書類「V-1-1-12 非常用照明に関する説明書」に示す。</u></p> <p><u>また、安全避難通路の視認性を高めるため及び非常灯、誘導灯が設置されていないエリアから安全避難通路までの避難経路の識別をより高めるため、必要に応じて標識を設ける設計とする。</u></p>	<p>3.1 避難用照明</p> <p>添付書類「V-1-1-11 安全避難通路に関する説明書」に示す安全避難通路には、位置を明確かつ恒久的に表示し、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明として、非常灯並びに避難口及び避難の方向を明示するための誘導灯を設置する設計とする。</p>	<p>に設置する設計とし、誘導灯は、避難口である旨及び避難の方向を明示する設計とする。</p> <p>また、安全避難通路の視認性を高めるため、必要に応じて標識を設置する設計とする。</p> <p>3.2 避難用照明</p> <p>安全避難通路には、事業所内の人の退避のための設備を設けるために、単純、明確かつ永続的に表示し、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、非常灯並びに避難口及び避難の方向を明示するための誘導灯を設置する設計とする。</p>	<p>本記載は3.2 避難用照明及び4. 安全避難通路等を明示した図面で記載する。</p> <p>本記載は 3.2 避難用照明で記載する。</p> <p>本記載の差異は施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－廃棄物管理施設 記載比較
【IV-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書】(8/16)

発電炉	発電炉	廃棄物管理施設	備考
	<p>非常灯は、「建築基準法」(制定昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)及び「建築基準法施行令」(制定昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号)に準拠し、中央制御室等の原子炉施設内従事者が常時滞在する居室及び居室から地上へ通じる廊下、階段その他の通路に設置し、直接照明として床面において 1 ルクス以上(蛍光灯使用時は 2 ルクス以上)の照度を確保する設計とする。また、外部電源喪失により非常灯への<u>電力の供給</u>が停止した場合においても、<u>原子炉施設内従事者が建屋内から地上へ避難するために必要な照明の確保が可能となるよう、非常灯は非常用ディーゼル発電機又は蓄電池から電力を供給</u>できる設計、若しくは、昭和 45 年建設省告示第 1830 号に準拠し、30 分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。</p> <p>誘導灯は、「消防法」(制定昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)、「消防法施行令」(制定昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)及び「消防法施行規則」(制定昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号)に準拠し、屋内から直接地上へ通じる通路、出入口、避難階段に設置する。また、外部電源喪失により誘導灯への<u>電力の供給</u>が停止した場合においても、<u>原子炉施設内従事者が建屋内から地上へ避難できるように避難口及び避難の方向を明示するため、誘導灯は消防法施行規則第 28 条の三に準拠し、20 分間有効に点</u></p>	<p>非常灯は、「建築基準法」(制定昭和 25 年 5 月 24 日法律第二百一十号)及び「建築基準法施行令」(制定昭和 25 年 11 月 16 日政令第三百三十八号)に準拠し、制御室等の廃棄物管理施設内の人が常時滞在する居室、居室から地上へ通じる廊下及び階段その他の通路に設置し、直接照明として床面において 1 ルクス以上(蛍光灯使用時は 2 ルクス以上)の照度を確保する設計とする。また、外部電源喪失により非常灯への<u>給電</u>が停止した場合においても、<u>廃棄物管理施設内の人が建屋内から地上へ避難するために必要な照明の確保が可能となるよう、非常灯は、予備電源の予備電源用ディーゼル発電機から給電</u>できる設計又は昭和 45 年建設省告示第千八百三十号に準拠し、30 分間有効に点灯できる容量を有した灯具に内蔵した蓄電池を備える設計とする。</p> <p>誘導灯は、「消防法」(制定昭和 23 年 7 月 24 日法律第百八十六号)、「消防法施行令」(制定昭和 36 年 3 月 25 日政令第三十七号)及び「消防法施行規則」(制定昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号)に準拠し、屋内から直接地上へ通じる通路、出入口、避難階段に設置する。また、外部電源喪失により誘導灯への<u>給電</u>が停止した場合においても、<u>廃棄物管理施設内の人が建屋内から地上へ避難できるように避難口及び避難の方向を明示するため、誘導灯は、予備電源の予備電</u></p>	<p>本記載の差異は再処理と発電炉との用語の相違によるものであり、新たな論点が生じるものではない。(以下同じ)</p> <p>本記載の差異は施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。(以下同じ)</p>

発電炉－廃棄物管理施設 記載比較
 【IV-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書】(9/16)

発電炉	発電炉	廃棄物管理施設	備考																										
	<p>灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。</p> <p>避難用照明の電源系統を図1に、非常灯及び誘導灯の取付箇所を表2及び添付図面「第1-8-1 図から第1-8-36 図 非常用照明の取付箇所を明示した図面」に示す。</p> <div data-bbox="734 815 1196 1137" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">表2 非常灯及び誘導灯の取付箇所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉建屋原子炉棟</td></tr> <tr><td>原子炉建屋付属棟 (中央制御室含む)</td></tr> <tr><td>原子炉建屋付属棟 (廃棄物処理棟)</td></tr> <tr><td>タービン建屋</td></tr> <tr><td>サーベス建屋</td></tr> <tr><td>廃棄物処理建屋</td></tr> <tr><td>固体廃棄物作業建屋</td></tr> <tr><td>使用済燃料乾式貯蔵建屋</td></tr> <tr><td>固体廃棄物貯蔵庫 A棟</td></tr> <tr><td>固体廃棄物貯蔵庫 B棟</td></tr> <tr><td>給水加熱器保管庫</td></tr> <tr><td>275kV 超高压開閉所</td></tr> <tr><td>常設代替高压電源装置置場</td></tr> <tr><td>常設代替高压電源装置用カルバート (トンネル部)</td></tr> <tr><td>常設代替高压電源装置用カルバート (立坑部)</td></tr> <tr><td>緊急時対策所建屋</td></tr> </tbody> </table> </div>	名称	原子炉建屋原子炉棟	原子炉建屋付属棟 (中央制御室含む)	原子炉建屋付属棟 (廃棄物処理棟)	タービン建屋	サーベス建屋	廃棄物処理建屋	固体廃棄物作業建屋	使用済燃料乾式貯蔵建屋	固体廃棄物貯蔵庫 A棟	固体廃棄物貯蔵庫 B棟	給水加熱器保管庫	275kV 超高压開閉所	常設代替高压電源装置置場	常設代替高压電源装置用カルバート (トンネル部)	常設代替高压電源装置用カルバート (立坑部)	緊急時対策所建屋	<p><u>源用ディーゼル発電機から給電できる設計</u>又は消防法施行規則第二十八条の三に準拠し、20分間有効に点灯できる容量を有した灯具に内蔵した蓄電池を備える設計とする。</p> <p>避難用照明の種類を第3-1表に、避難用照明の電源系統を第3-1図に、非常灯及び誘導灯の取付箇所を第3-2表に示す。</p> <div data-bbox="1263 603 1756 715" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">第3-1表 避難用照明の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 70%;">避難用照明</td> <td style="text-align: center;">非常灯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">誘導灯</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">第3-2表 非常灯及び誘導灯の取付箇所</p> <div data-bbox="1263 858 1756 1161" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;"><u>ガラス固化体受入れ建屋</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>ガラス固化体貯蔵建屋</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>ガラス固化体貯蔵建屋B棟</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>保健管理建屋</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>北換気筒管理建屋</u></td></tr> </tbody> </table> </div>	避難用照明	非常灯	誘導灯	名称	<u>ガラス固化体受入れ建屋</u>	<u>ガラス固化体貯蔵建屋</u>	<u>ガラス固化体貯蔵建屋B棟</u>	<u>保健管理建屋</u>	<u>北換気筒管理建屋</u>	<p>本記載は 4. 安全避難通路等を明示した図面で記載する。</p> <p>本記載の差異は施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>
名称																													
原子炉建屋原子炉棟																													
原子炉建屋付属棟 (中央制御室含む)																													
原子炉建屋付属棟 (廃棄物処理棟)																													
タービン建屋																													
サーベス建屋																													
廃棄物処理建屋																													
固体廃棄物作業建屋																													
使用済燃料乾式貯蔵建屋																													
固体廃棄物貯蔵庫 A棟																													
固体廃棄物貯蔵庫 B棟																													
給水加熱器保管庫																													
275kV 超高压開閉所																													
常設代替高压電源装置置場																													
常設代替高压電源装置用カルバート (トンネル部)																													
常設代替高压電源装置用カルバート (立坑部)																													
緊急時対策所建屋																													
避難用照明	非常灯																												
	誘導灯																												
名称																													
<u>ガラス固化体受入れ建屋</u>																													
<u>ガラス固化体貯蔵建屋</u>																													
<u>ガラス固化体貯蔵建屋B棟</u>																													
<u>保健管理建屋</u>																													
<u>北換気筒管理建屋</u>																													

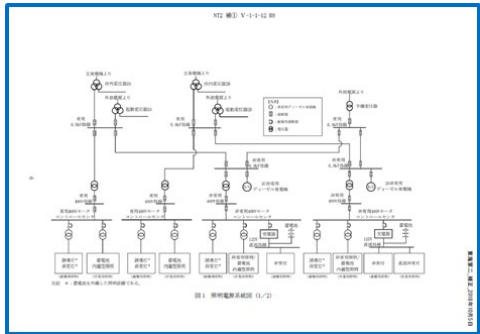
発電炉－廃棄物管理施設 記載比較
【IV-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書】(10/16)

発電炉	発電炉	廃棄物管理施設	備考
	<p><u>3.2 設計基準事故が発生した場合に用いる照明</u></p> <p><u>3.2.1 作業用照明</u></p> <p><u>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、避難用の照明とは別に非常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置する。</u></p> <p><u>非常用照明は、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作が必要となる中央制御室及び中央制御室で操作が困難な場合に必要の操作を行う現場機器室及びアクセスルートに設置する。また、外部電源喪失時にも必要な照明を確保できるように、非常用低圧母線（モータコントロールセンタ 2C 系又は 2D 系）に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とする。</u></p> <p><u>直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室、現場機器室及びアクセスルートに設置する。直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前まで（約 95 分間）においても点灯できるように蓄電池又は内蔵蓄電池から電力を供給できる設計とする。</u></p> <p><u>非常用照明は、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作が必要</u></p>		<p>技術基準規則の要求が無いため、記載しない。</p>

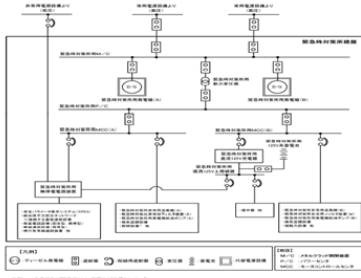
発電炉－廃棄物管理施設 記載比較
 【IV-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書】(11/16)

発電炉	発電炉	廃棄物管理施設	備考														
	<p><u>となる中央制御室，中央制御室で操作が困難な場合に必要な操作を行う現場機器室及びアクセスルートにおいて，操作及び移動に必要な照明を確保できる設計とする。</u></p> <p><u>直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は，全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室，現場機器室及びアクセスルートにおいて，操作及び移動に必要な照明を確保できる設計とする。</u></p> <p><u>作業用照明の電源系統を図 1 に，作業用照明の取付箇所を，表 3 及び添付図面「第 1-8-1 図から第 1-8-36 図 非常用照明の取付箇所を明示した図面」に示す。</u></p> <table border="1" data-bbox="734 911 1227 1086"> <caption>表 3 作業用照明の取付箇所</caption> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>給電元</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">作業用照明</td> <td>非常用照明</td> <td>非常用低圧母線</td> <td>中央制御室 現場機器室* アクセスルート</td> </tr> <tr> <td>直流非常灯</td> <td>非常用直流母線</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>蓄電池内蔵型照明</td> <td>内蔵蓄電池 (常用低圧母線) (非常用低圧母線)</td> <td>中央制御室 現場機器室* アクセスルート</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注記 *：設計基準事故が発生した場合に操作が必要な現場機器室は，以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・MS I V-L C S マニホールド室（原子炉建屋原子炉棟 3 階）</u> <u>・エレベータ正面（原子炉建屋原子炉棟 4 階）</u> <u>・F P C ポンプ室（原子炉建屋原子炉棟</u> 			給電元	設置箇所	作業用照明	非常用照明	非常用低圧母線	中央制御室 現場機器室* アクセスルート	直流非常灯	非常用直流母線	中央制御室	蓄電池内蔵型照明	内蔵蓄電池 (常用低圧母線) (非常用低圧母線)	中央制御室 現場機器室* アクセスルート		
		給電元	設置箇所														
作業用照明	非常用照明	非常用低圧母線	中央制御室 現場機器室* アクセスルート														
	直流非常灯	非常用直流母線	中央制御室														
	蓄電池内蔵型照明	内蔵蓄電池 (常用低圧母線) (非常用低圧母線)	中央制御室 現場機器室* アクセスルート														

発電炉－廃棄物管理施設 記載比較
 【IV-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書】(12/16)

発電炉	発電炉	廃棄物管理施設	備考
	<p><u>4 階)</u> ・(原子炉建屋付属棟 1 階, 地下 1 階, 地下 2 階) ・(原子炉建屋付属棟 地下 1 階) ・タービン建屋搬出入口 (タービン建屋 1 階)</p> <p><u>3.2.2 可搬型照明</u> 非常用照明, 直流非常灯及び蓄電池内 蔵型照明により, 設計基準事故に対応す るための操作及び作業場所までの移動 に必要な照明は確保されるが, 念のため, 運転員が常時滞在している中央制御 室及び管理区域内における現場運転員 集合場所である廃棄物処理操作室に十 分な数量の可搬型照明を自主対策設備 として配備し, 昼夜, 場所を問わず作業 を可能とする。 可搬型照明の保管場所を添付図面「第 1-8-1 図から第 1-8-36 図 非常用照明 の取付箇所を明示した図面」に示す。</p> 		

発電炉－廃棄物管理施設 記載比較
 【IV-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書】(13/16)

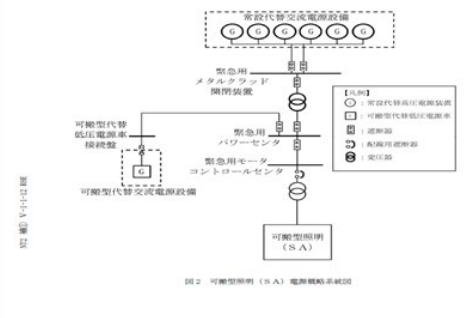
発電炉	発電炉	廃棄物管理施設	備考
	 <p>図 2 照明電源系統図 (2/2)</p> <p>3.3 重大事故等発生時の照明 <u>重大事故等発生時に、中央制御室及び中央制御室待避室での監視操作に必要な照度を確保するため及び中央制御室近傍の空調機械室に設けるチェンジングエリアでの身体サーベイ及び作業服の着替え等に必要な照度を確保するため、可搬型照明（SA）を配備する。</u> <u>可搬型照明（SA）は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から電力の供給を可能とするため、緊急用モータコントロールセンタに接続された中央制御室近傍のコンセントに接続可能な設計とする。</u> <u>可搬型照明（SA）の電源系統図を図2に示す。</u> <u>可搬型照明（SA）は、重大事故等に中央制御室の制御盤での操作に必要な照度及び中央制御室待避室の居住性確保に必要な照度として、照明全消灯状態にて監視操作が可能なることを確認して</u></p>		<p>技術基準規則の要求が無いため、記載しない。</p>

発電炉－廃棄物管理施設 記載比較
 【IV-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書】(14/16)

発電炉	発電炉	廃棄物管理施設	備考
	<p><u>いる、主制御盤垂直部平均で約 20 ルクス以上の照度を確保する設計とする。また、空調機械室に設けるチェンジングエリアの設置等に必要な照度として、照明全消灯状態にて設営、運用等が可能なことを確認している、5 ルクス以上の照度を確保する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型照明（SA）の必要数は、中央制御室の制御盤での操作又は監視に必要な照度を有するものを 3 個、中央制御室待避室に 1 個、身体サーベイ及び作業服の着替え等に必要な照度を有するものを 3 個使用するものとして、1 セット 7 個とし、故障時のバックアップ用として 2 個の合計 9 個を保管する設計とする。なお、中央制御室内の可搬型照明（SA）については、バックアップも含めて分散して保管する。</u></p> <p><u>また、技術基準規則第 54 条第 1 項第 2 号及び第 3 項第 6 号に基づき想定される重大事故等発生時において、重大事故等対処設備を停電時及び夜間時に確実に操作を実施するため及び可搬型重大事故等対処設備を運搬するため並びに他の設備の被害状況を把握するために必要な照明設備として、可搬型照明を重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。</u></p> <p><u>可搬型照明に関しては、保安規定に基づく下部規程（二次文書、三次文書）にて資機材としての取扱いについて定め、管理する。</u></p>		

発電炉－廃棄物管理施設 記載比較

【IV-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書】(15/16)

発電炉	発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p>第 1-7-1 図～第 1-7-36 図 安全避難通路を明示した図面 (1/36) ～ (36/36)</p>	<p>可搬型照明 (S A) の保管場所を添付図面「第 1-8-1 図から第 1-8-36 図 非常用照明の取付箇所を明示した図面」に示す。</p>  <p>第 1-8-1 図～第 1-8-36 図 非常用照明の取付箇所を明示した図面 (1/36) ～ (36/36)</p>	<p>4. 安全避難通路等を明示した図面 第1-1図 安全避難通路等を明示した図面 ガラス固化体受入れ建屋/ガラス固化体貯蔵建屋/ガラス固化体貯蔵建屋B棟地下2階 第1-2図 安全避難通路等を明示した図面 ガラス固化体受入れ建屋/ガラス固化体貯蔵建屋/ガラス固化体貯蔵建屋B棟地下1階 第1-3図 安全避難通路等を明示した図面 ガラス固化体受入れ建屋/ガラス固化体貯蔵建屋/ガラス固化体貯蔵建屋B棟地上1階 第1-4図 安全避難通路等を明示した図面 ガラス固化体受入れ建屋/ガラス固化体貯蔵建屋/ガラス固化体貯蔵建屋B棟地上2階 第1-5図 安全避難通路等を明示した図面</p>	<p>本説明書で安全避難通路を明示した図面及び照明設備の取付箇所を明示した図面を示すことから記載の差異がある。</p>

発電炉－廃棄物管理施設 記載比較
 【IV-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書】(16/16)

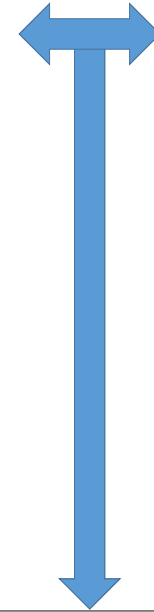
発電炉	発電炉	廃棄物管理施設	備考
		<p><u>面 ガラス固化体受入れ建屋／ガラス固化体貯蔵建屋／ガラス固化体貯蔵建屋B棟屋上階</u> <u>第2-1図 安全避難通路等を明示した図</u> <u>面 保健管理建屋地上1階</u> <u>第2-2図 安全避難通路等を明示した図</u> <u>面 保健管理建屋地上2階</u> <u>第3-1図 安全避難通路等を明示した図</u> <u>面 北換気筒管理建屋地上1階</u></p>	

別紙5

補足説明すべき項目の抽出

	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
1	<p>第1章 共通項目 8. その他 8.2 安全避難通路等 廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備として予備電源の予備電源用ディーゼル発電機から給電又は電源を内蔵した避難用照明及び単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設置する設計とする。</p>	<p>III-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書</p>	<p>【1.概要】，【2.基本方針】，【3.施設の詳細設計方針 3.1安全避難通路】 ・事業所内の人の退避のための設備として単純，明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設置する設計とする。</p> <p>【4.安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて，安全避難通路を明示した図面を示す。</p>	<p><安全避難通路の対象範囲> ⇒安全避難通路の対象範囲についてフロー図で補足する。 ・〔補足通路2〕避難経路を明示した図面エリアの選定について</p> <p><避難通路の設定> ⇒出口まで誘導されていることを示すため，安全避難通路の避難経路を補足する。 ・〔補足通路1〕安全避難通路について</p>
		<p>III-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書</p>	<p>【1.概要】，【2.基本方針】，【3.施設の詳細設計方針 3.2避難用照明】 ・避難用照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は，予備電源用ディーゼル発電機から給電又は電源を内蔵した設計とする。 ・安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。</p> <p>【4.安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて，照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。</p>	<p><避難用照明の仕様> ⇒避難用照明の照度・輝度とその根拠について，補足する。 ・〔補足通路3〕照明の照度・輝度とその根拠について</p> <p><安全避難通路等を明示した図面> ※補足すべき事項の対象なし</p>
2	<p>第2章 個別項目 5. その他廃棄物管理設備の附属施設 5.4 その他設備 5.4.2 電気設備 5.4.2.2 照明設備 照明設備は，外部電源喪失時に避難用照明として予備電源の予備電源用ディーゼル発電機から給電又は電源を内蔵した誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。また，誘導灯は単純，明確かつ永続的な標識が付いた構造とする。</p>	<p>III-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書</p>	<p>【1.概要】，【2.基本方針】，【3.施設の詳細設計方針 3.2避難用照明】 ・避難用照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は，予備電源用ディーゼル発電機から給電又は電源を内蔵した設計とする。 ・安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。</p> <p>【4.安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて，照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。</p>	<p><避難用照明の仕様> ⇒避難用照明の照度・輝度とその根拠について，補足する。 ・〔補足通路3〕照明の照度・輝度とその根拠について</p> <p><安全避難通路等を明示した図面> ※補足すべき事項の対象なし</p>

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目			
III-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書	【1. 概要】 【2. 基本方針】 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1安全避難通路】 【3.2避難用照明】 【4. 安全避難通路等を明示した図面】	<避難通路の設定> <安全避難通路の対象範囲> <避難用照明の仕様>	[補足通路1] 安全避難通路について
			[補足通路2] 避難経路を明示した図面エリアの選定について
			[補足通路3] 照明の照度・輝度とその根拠について
			—
			—
			—
			—
			—



発電炉の補足説明資料の説明項目		展開要否	理由
補足-210【安全避難通路に関する説明書に係る補足説明資料】 補足-210-1【安全避難通路に関する説明書に係る補足説明資料】	1. 安全避難通路について	○	
	2. 安全避難通路を明示した図面の対象エリアの選定について	○	
補足-220【非常用照明に関する説明書に係る補足説明資料】 補足-220-1【非常用照明に関する説明書に係る補足説明資料】	1. 概要	○	
	3. 照明の照度・輝度とその根拠について	○	
	2. 技術基準規則第54条及び74条に係る照明の整理	—	廃棄物管理施設は、重大事故を想定していないため記載しない。
	4. 可搬型照明（SA）について	—	廃棄物管理施設は、重大事故を想定していないため記載しない。
	5. 作業用照明の設置箇所に関わる整理について	—	廃棄物管理施設は、作業用照明の技術基準規則の要求がないため記載しない。
	6. 中央制御室天井照明ルーバー落下防止措置について	—	廃棄物管理施設は、制御室等の技術基準規則の要求がないため記載しない。

基本設計方針からの展開で抽出された補足すべき事項と発電炉の補足説明資料の説明項目を比較した結果、追加で補足すべき事項はない。

東海第二発電所 補足説明資料	廃棄物管理施設 補足説明資料	補足説明すべき事項	資料番号	記載概要
補足-210-1【安全避難通路に関する説明書に係る補足説明資料】	設工認に係る補足説明資料（安全避難通路等）			
1. 安全避難通路について	1. 概要	—	通路02	安全避難通路及び照明設備の概要を示す。
	2. 安全避難通路について	[補足通路1]	通路02	安全避難通路の設計方針を示す。
2. 安全避難通路を明示した図面の対象エリアの選定	3. 避難経路を明示した図面エリアの選定について	[補足通路2]	通路02	別紙にて示す避難経路の対象範囲をフロー図にて示す。 ※ガラス固化体受入れ建屋，ガラス固化体貯蔵建屋，ガラス固化体貯蔵建屋B棟，保健管理建屋，北換気筒管理建屋について示す。
補足-220-1【非常用照明に関する説明書に係る補足説明資料】	—	—	—	—
1. 概要	—	—	—	—
3. 照明の照度・輝度とその根拠について	4. 照明の照度・輝度とその根拠について	[補足通路3]	通路02	照明設備の照度・輝度の考え方及び根拠について示す。

別紙6

変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前	変更後
<p>第1章 共通項目</p> <p>8. その他</p> <p>8.2 安全避難通路等</p> <p>廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備として予備電源の予備電源用ディーゼル発電機から給電又は電源を内蔵した避難用照明及び単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設置する設計とする。</p> <p>安全避難通路、誘導灯及び非常灯は、消防法及び建築基準法で従前より設計上考慮して実施しているため、変更前に記載。</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>8. その他</p> <p>8.2 安全避難通路等</p> <p>変更なし</p>

【凡例】

: その他既設工認に記載されていないが、従前より設計上考慮して実施していたもの

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>第2章 個別項目</p> <p>5. その他廃棄物管理設備の附属施設</p> <p>5.4 その他設備</p> <p>5.4.2 電気設備</p> <p>5.4.2.2 照明設備</p> <p>照明設備は、外部電源喪失時に避難用照明として予備電源の予備電源用ディーゼル発電機から給電又は電源を内蔵した誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。また、誘導灯は単純、明確かつ永続的な標識が付いた構造とする。</p> <p>誘導灯及び非常灯は、消防法及び建築基準法で従前より設計上考慮して実施しているため、変更前に記載。</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>5. その他廃棄物管理設備の附属施設</p> <p>5.4 その他設備</p> <p>5.4.2 電気設備</p> <p>5.4.2.2 照明設備</p> <p>変更なし</p>